

本監第 47号
令和8年9月1日

本巢市長 藤 原 勉 様
本巢市議会議長 今枝 和子 様

本巢市監査委員 三田村 晃 司

本巢市監査委員 高 橋 時 男

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和8年度
定期監査報告書
(出先機関)

令和 8 年 9 月 1 日

本 巢 市 監 査 委 員

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のとおり監査を実施した。

1 監査期日及び監査対象

監 査 期 日	監 査 対 象
令和 8 年 8 月 3 日 (月)	①本巣市民スポーツプラザ ②本巣公民館 ③さくら資料館 ④根尾谷地震断層観察館 ⑤本巣小学校 ⑥席田小学校
令和 8 年 8 月 4 日 (火)	①真正公民館 ②しんせいほんの森 ③真正中学校 ④真正幼稚園 ⑤弾正幼稚園

2 監査の方法

監査計画に基づく定期監査であり、概ね3年間のローテーションにより、当年度は、社会教育施設をはじめ、幼稚園、小中学校など出先機関11施設を監査対象とした。監査は各出先機関において次の観点で実地審査及び意見聴取などにより実施した。

1. 監査の観点

(1) 対象部署共通の観点

- ア 備品の管理は適正に行われているのか。
- イ 現金の取扱がある場合、徴収方法はどのような方法によるのか。
- ウ 現金の保管・管理はどのように行われているのか。
- エ 徴収した現金の入金はどのような方法によるのか。
- オ 徴収できない場合、どのような対処方法により徴収するのか。
- カ 切手の取扱がある場合、適正に管理されているのか。
- キ 出先機関で契約している委託業務があるのか。
- ク 委託業務を発注する場合の業者選定及び見積書の徴収方法はどのような方法によるのか。
- ケ 委託業務の契約から完成検査及び委託料支払いまでの手順はどのように行われているのか。

(2) 幼稚園及び小中学校の観点

- ア 園児、児童又は生徒参加の避難訓練はどのような方法で、どの程度実施されているのか。
- イ 体育用具・遊具の点検及び安全確認はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

ウ 不審者に対する安全対策はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

(3) 社会教育施設などの観点

ア 施設の利用状況はどのような状況であるのか。

イ 施設の利用率向上を図る対策はどのように行われているのか。

ウ 施設及び設備の安全点検はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

3 監査の結果

上記各観点から監査を行った結果は次のとおりである。

なお、本監査において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、それぞれ出先機関及び担当課において留意検討し改善されたい。

1. 各監査対象出先機関に共通する監査結果

(1) 備品の管理について

備品の管理については、小中学校等では夏休み期間に教職員等により総点検を実施しているほか、各出先機関とも市財務会計の備品台帳システムにより管理されている。関係帳簿の確認を行ったところ、概ね適正に管理されていると認められた。

(2) 現金及び切手の保管・管理について

現金については、基本的に取り扱いをしていない。

施設利用料については納付書発行による金融機関での納付であり、幼稚園の徴収金（PTA会費、交通安全協力費、卒園アルバム代等）、小中学校の徴収金（学習費、積立金、PTA会費）、口座振替で取り扱われており特に問題はないと認められる。

口座振替不能や口座振替未利用等の場合に現金の取り扱いがあるが、徴収当日に金融機関へ入金している、若しくは金庫で保管し翌日には入金している。引き続き現金の保管について十分留意されたい。

また、郵便切手は、各出先機関とも受払簿により整理され、適正に管理されていることが認められた。今後も引き続き整備するよう努められたい。

(3) 委託業務について

各出先機関で契約している委託業務の主なものは、小中学校の庭園管理（剪定・消毒）業務等、社会教育施設の各種保守業務・管理業務等である。

契約については、いずれの施設も地方自治法及び契約規則に従って事務処理及び契約がなされており、適正に業務が執行されていることが認められた。引き続き適正な事務に努められたい。

2. 幼稚園及び小中学校等に共通する監査結果

(1) 避難訓練、不審者対策及び体育用具・遊具について

各施設とも火災、地震等の災害に備えるため計画に基づき定期的に避難訓練が実施されており、防災意識の啓発が図られている。また、不審者等に対する安全対策として、不審者対応訓練や施設の施錠、来園（校）者の確認の徹底など不審者等に対し注

意深い対応がとられていると認められた。これらは突発的に起こるものであり、今後とも日頃から落ち着いて身を守る行動がとれるよう繰り返し指導されたい。

また、体育用具・遊具等についても職員による安全確認や業者による点検が定期的実施されていると認められた。器具使用に安全が確保できない場合は、修繕又は撤去など迅速な対応に努められたい。

3. 社会教育施設に共通する監査結果

(1) 施設の利用状況及び施設等の安全点検について

本巢市民スポーツプラザをはじめとする社会教育施設は、多くの市民が文化やスポーツ、読書に親しむために利用される施設であるが、令和6年度・7年度においても幅広い世代に利用されている。今後は、多様な媒体を利用し施設の魅力や利用方法を積極的に発信するなど、利用者数の増加に向け更なる工夫や積極的な取り組みを望むものである。

また、施設の安全点検については、業者による保守点検や緊急時の通報体制の確立、職員による施設内の巡回などが実施されており、安全確保に努められていることが認められた。

4. 各監査対象出先機関の監査結果

(1) 本巢市民スポーツプラザ

- ・特に指摘事項なし

(2) 本巢公民館

- ・特に指摘事項なし

(3) さくら資料館

- ・特に指摘事項なし

(4) 根尾谷地震断層観察館

- ・特に指摘事項なし

(5) 本巢小学校

- ・切手の管理について

切手の受払簿については、独自様式のものを使用されているため、今後、本巢市会計規則で定められた様式を使用して切手の管理をされたい。

(6) 席田小学校

- ・特に指摘事項なし

(7) 真正公民館

- ・特に指摘事項なし

- (8) しんせいほんの森
 - ・特に指摘事項なし
- (9) 真正中学校
 - ・特に指摘事項なし
- (10) 真正幼稚園
 - ・特に指摘事項なし
- (11) 弾正幼稚園
 - ・特に指摘事項なし